

私立高等学校設置等認可審査基準 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>12 通信制課程について 通信制課程の設置については、<u>別途「私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準」において定めることとし、当該審査基準に規定のないことは、本審査基準によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この審査基準は、令和6年12月26日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>12 通信制課程について -(1)-通信制課程の設置については、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)に規定するもののほか、学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程にあつては、県域外においても特段の支障が生じないことが明らかであること。 -(2) 3、4の(1)及び5から8までは、通信制課程については適用しないこと。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>通信制課程については、国の標準例等を基に、個別に規定する。</p>